

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2401445号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2500030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和33年生
住 所 ；

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成25年12月
② 平成26年12月
③ 平成27年7月
④ 平成30年12月

A社における請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについては、A社から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「源泉徴収簿」という。）及び当該期間に係る賞与の明細書並びに事業主の回答に

より、請求者は、当該期間において、同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、源泉徴収簿及び賞与の明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、源泉徴収簿及び賞与の明細書から、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③については、源泉徴収簿及び賞与の明細書により、請求者は当該期間にA社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の同社における当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求者の請求期間③における、別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 後の標準賞与額
①	平成25年12月13日	35万円	35万円	35万円	—
②	平成26年12月12日	32万8,000円	32万8,000円	32万8,000円	—
③	平成27年7月17日	31万8,000円	25万5,000円	25万5,000円	31万8,000円
④	平成30年12月11日	41万9,000円	41万9,000円	41万9,000円	—

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2401455号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2500016号

第1 結論

平成10年4月から平成13年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月から平成13年11月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を21回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。